

業 務 説 明 資 料

1 業務概要

- (1) 件 名 新事業創出支援事業 業務委託
- (2) 履 行 期 間 契約日（令和6年4月下旬頃）から令和7年2月28日まで
- (3) 履 行 場 所 浜松市内
- (4) 契約上限金額 22,300千円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 目 的 新事業の創出を目指す地域中小企業に対して、マインド醸成や新規事業創出手法の習得を図るとともに、マーケット戦略等に精通した専門家と連携し、事業計画の策定からフォローアップまで、伴走支援を実施する。これにより、地域中小企業の新事業を創出するとともに、持続的な企業成長の実現を促進する。

2 業務委託内容

「新事業創出支援事業」の運営

3 業務の仕様

(1)新事業展開に興味関心のある浜松市内企業の探索

本事業受託者のネットワーク・リソースを活かし、新事業創出に興味関心のある浜松市内企業を探索する。実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- 探索する企業は、浜松市内のものづくり製造業を中心とした中小企業とする。
- 浜松市内企業の探索にあたっては、委託者と連携して行うこと。
- 実施時期は第1四半期とする。

(2) 新事業創出啓発セミナーの実施

ア 新事業創出セミナーの開催

浜松地域企業を対象に、新たな収益につながる新事業創出を促進するため、新事業に取り組むマインドを啓発するセミナーを開催する。

- 開催日：第1四半期
- 場 所：浜松市内
- 対象者：中小企業の経営者、管理者層等
- 定 員：50名程度（受講料：無料）
- 回 数：1回

イ 成長分野進出促進セミナーの開催

地域企業のものづくり技術力を活かし、「はままつ産業イノベーション構想」で掲げる成長産業分野への進出を啓発するセミナーを開催する。

- 開催日：第3・4四半期
- 場 所：浜松市内
- 対象者：中小企業の経営者、管理者層等

■ 定 員：50名程度（受講料：無料）

■ 回 数：1回

■ その他：上記ア・イ共通

- ・セミナーの内容は中小企業等が聞いてもわかりやすいものとする。
- ・開催方法は、対面開催を原則とする。ただし、情勢を踏まえオンライン・オフラインどちらでも開催できるようにすること。
- ・対面開催の場合、会場費は受託者負担とする。
- ・適切な広報媒体を作成し、集客が見込めるよう広報すること。
- ・当日運営、参加者管理をすること。
- ・セミナー参加者へアンケート調査を実施し、その後のワークショップやインキュベーション及びアクセラレーションプログラムへの参加に繋げること。

(3)デザイン思考及びマインド醸成ワークショップ

ア デザイン思考ワークショップ

マーケットインの視点を取り入れ、潜在的な市場ニーズを探求する「デザイン思考」の手法を習得するワークショップを開催する。

■ 開催日：第1・2四半期

■ 場 所：浜松市内

■ 対象者：中小企業の経営者、新事業担当者等

■ 定 員：10名以上（受講料：無料）

■ 回 数：3回

イ マインド醸成ワークショップ

既存事業の創出とは異なるマーケットイン型の新事業創出に向けて、マインドセット、マインド醸成のためのワークショップを開催する。

■ 開催日：第1・2四半期

■ 場 所：浜松市内

■ 対象者：中小企業の経営者、事業担当者等

■ 定 員：10名以上（受講料：無料）

■ 回 数：3回

■ その他：上記ア・イ共通

- ・ワークショップの内容は中小企業等が聞いてもわかりやすいものとする。
- ・開催方法は、オンライン・オフラインどちらでも開催できるようにすること。
- ・対面開催の場合の会場費は受託者負担とする。
- ・適切な広報媒体を作成し、集客が見込めるよう広報すること。
- ・当日運営、参加者管理をすること。
- ・参加者へアンケート調査を実施し、その後のアクセラレーションプログラムへの参加に繋げること。

(4)新事業創出インキュベーション・アクセラレーションプログラム

プロダクトからマーケットイン型の新事業創出を促進するため、多様性のある企業の参加によるインキュベーション・アクセラレーションプログラムを実施する。

本プログラムでは、マーケット戦略に精通した専門家及び当財団スタッフが継続して伴走支援を行い、きめ細かなアドバイスをを行うことで、地域企業の新事業創出を促進する。

- 実施期間：令和6年9月～令和7年2月の間で実施
- 対象者：中小企業の経営者、プロジェクトリーダー、新事業担当者等
- 内 容：全体講義及び個別メンタリング
 - ・新事業創出に向けてのマインドセット、スキルセット
 - ・事業計画策定のための伴走支援
 - ・新事業の進捗状況に応じたアドバイス
 - ・最終報告会
- 定 員：15社（うち、10社（又は2/3）以上は市内ものづくり中小企業）
※市内ものづくり中小企業以外の5社については、企業規模や業種を問わず多様な企業が参加できる。→新たな視点によるビジネス創出やコラボレーションの誘発（ものづくり×ことづくり）
- 企業負担金：@200千円/社×15社
- その他：
 - ・インキュベーション及びアクセラレーションプログラムの内容は中小企業等が聞いてもわかりやすいものとする。
 - ・開催方法は、オンライン・オフラインどちらでも開催できるようにすること。ただし、1回は対面開催も実施すること。
 - ・対面開催の場合の会場費は受託者負担とする。
 - ・適切な広報媒体を作成し、集客が見込めるよう広報すること。
 - ・当日運営、参加者管理をすること。
 - ・委託元のスタッフも本プログラムに同席し、本プログラムの運営先と連携すること。

(5) インキュベーション・アクセラレーションプログラム受講者へのフォロー

上記(4)の案件のアフターフォローを実施し、進捗及び結果等を委託者へ報告すること。

4 成果物の提出

本事業終了後、履行期限までに次の事項についてまとめ、事業報告書2部、電子データ1部（PDFファイルなど）を提出すること。

- ・事業報告書には、前述「3 業務委託内容」の各項に係る実績を含めること。
- ・事業報告書には、本事業結果を踏まえた今後の展開に関する所見と助言を含めること。
- ・その他、委託者が指示したもの。

5 その他

- ・事業の円滑かつ効率的な進捗を図るために、委託者と緊密な連携を図り進めるものとし、本仕様で定めのない疑義が生じた場合は、その都度協議の上対処するものとする。
- ・成果品の所有権、著作権及び利用権は、委託者に帰属するものとする。

- ・本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- ・業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ・本契約の契約期間以降において、本契約の受託者と異なる者が受託者となった場合、本契約の受託者は当該異なる受託者に対し、本業務の引継を行うこと。